

令和4年度第7回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月14日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時46分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 17 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 0 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	—
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局次長外 3 名

傍聴人 0 名

令和4年度第7回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員はございません。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第7回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号12番 坂田謙佑委員と、議席番号13番 伊田喜弘委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

審議にあたり、本来であれば、1番、2番をお諮りするところですが、1番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号10番 田上光義委員が該当していますので、別々にお諮りさせていただきます。

まず、2番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。

2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、面積は、1,483㎡、位置図は5、6ページ、公図は、7ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から、東へ、約2.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。申請理由は、県外に居住しており、農業後継者もいない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、現在、耕作している農地の隣接地を取得するものでございます。

申請地は、譲受人の[]の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定でございます。贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、2番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

議席2番の案件について補足説明をいたします。10月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

申請地は、川棚クスの森の近くのは場整備田で、すでには場整備工事の時点から隣接の譲受人のは場と一帯というか一枚となっていたようです。

譲渡人は、親族で遠隔地におり、後継者もないことから、無償で譲り渡すこととし、譲受人に申し出たもので、隣地で当初より耕作しておりこれに応じたものです。特に問題はないと思います。

ご審議の程よろしくをお願いします。

石田安男委員

議席9番の石田です。1番の案件について補足説明をいたします。10月4日に農業委員2名、事務局委員2名で現地を確認いたしました。

申請地は、室津小学校の近くのほ場整備田で既に収穫は終わっておりきちんと管理されていました。

譲渡人は、老齢のため耕作が困難となり農業後継者がいないことから、無償で譲り渡すことにし、現在耕作してもらっている譲受人に申し出て、譲受人は、経営基盤を安定させるためこれに応じたものです。

譲受人は、夫婦と長男で専業農家で地域の中核的な認定農業者であり、問題はないと思われまます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

それでは、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1番の案件は「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

それでは■■■■委員着席をお願いします

(■■■■委員 着席)

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書8ページをお開きください。1番申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、9、10ページ、公図は11ページで、

土地利用計画図は12ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約330mの位置にある農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められている区域内にある「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、長屋住宅でございます。

申請理由につきましては、住環境に恵まれた地域で、長屋住宅の建設を求める要望も多く寄せられていることから、この度の計画に至ったものでございます。一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、青線で分断された農地1筆のみで、申請地内は、アスファルト舗装し擁壁等を設置する計画となっております。

汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番 石田 安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。1番の案件について補足説明をいたします。10月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、川棚の中心部に近く、住環境に恵まれた地域で立地条件もよく、賃貸住宅を求める要望が多くあります。すでに南側隣接地で昨年3月に4条許可でアパート■■■■を所有しています。四方は道路、住宅、太陽光発電施設に囲まれた孤立した土地です。今回、長屋住宅1棟6戸及び駐車場7台を計画しています。

雨水は、溜樹から自然流下で農業用排水路へ、汚水は公共下水道で処理いたします。周辺に農地はなく、用途区域も第3種農地ですので問題はないかと思っております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

総会議案書、13ページをお開きください。

1番、説明の前に議案書の訂正がございます。備考欄に本案件を、「無断転用」案件と記載しておりましたが、正しくは、「追認許可申請」案件でございます。申し訳ございませんでした。本日お配りしております、議案書の訂正にてご確認願います。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、161㎡、位置図は17、18ページ、公図は、19ページ、土地利用計画図は20ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から北東へ、約1.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、駐車場の整備でございます。

申請理由につきましては、既存の駐車場が手狭になったことから、事務所の近くに位置している申請地に計画したもので、県外に居住しており管理ができない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、添付書類にて、譲受人が所有している車両の台数も確認でき、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。また、申請地への進入路として、2936番、2937番、2946番1を通行いたしますが、いずれも譲受人の所有地でございます。

申請地は、孤立した農地であり、汚水の発生もなく、雨水のみ、隣接地に放流されますが、土地所有者である譲受人は土地所有者として承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本案件は、追認案件で、申請地は、10年前頃から駐車場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

13ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、81㎡、位置図は21、22ページ、公図は、23ページ、土地利用計画図は24ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から南西へ、約1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、農家住宅でございます。

申請理由につきましては、隣接地に農家住宅を建築するにあたり、十分な農作業スペースが確保できないことから、この度の計画に至ったもので、申請地を、耕作していない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

贈与による所有権の移転となっております。

一体利用地の1筆は、譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、市道占用部分のみで、施工に必要な指令書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

申請地には、隣接した農地が一部ございますが、既存のブロック塀や水路で分断されており、汚水は、合併浄化槽で処理され、道路側溝に、雨水は、農業用排水路又は道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、借家住まいの譲受人夫婦[REDACTED]、職場及び現在の居住環境を考えた結果、申請地を選定したもので、高齢となり耕作及び管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の2筆は、譲渡人の所有地で、確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は、適当であると判断しています。また、前面の私道路の土地所有者である譲渡人は、道路を通行すること、汚水、雨水が、道路側溝に放流されることについても、承諾しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地を造成し、法面は、芝張りで養生する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、私設の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、15、16ページをお開きください。

5番、この度の申請は、林地開発面積、11,440㎡、農地等を含む、開発区域内面積が、39,761㎡、市道加工等を含む全体面積が、42,300.97㎡と大規模な計画となっており、合わせて、山口県森林整備課に林地開発の開発許可申請書が提出されております。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田10筆、合計面積は、16,712.69㎡、畑11筆、合計面積は、4,973.22㎡、合わせて、21,685.91㎡の転用面積となっております。位置図は、33、34ページ、公図は、35ページ、農地求積図は、36ページ、土地利用計画図は37ページ、防災施設計画図は、38ページでございます。また、議案書では、図面が小さく、白黒印刷となっておりますので、議案第3号5番関係資料も合わせてご覧ください。申請地は、JR山陰本線長門二見駅から北東へ、約1.8kmから2.0kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、公共残土処分場及び進入路の整備でございます。

申請理由につきましては、現在、公共工事を発注する際に下関市内には受入可

能な公共残土処理場が無い状況にあることから、山口県からの要望により、受入土量、約21.3万m³の公共残土処理場を新設するもので、管理及び耕作が困難な各貸付人が借受人の要望に応じたものでございます。

賃借権の設定となっております。

議案第3号5番関係資料1ページをお開きください。

事業実施区域を赤線で囲んでおりますが、緑色に着色されている筆が、申請地で、黄色に着色されている部分及び山地番で公図の存在しない、着色されていない部分が、一体利用地となります。林地開発区域内の一体利用地の内、山林、宅地等の40筆の各土地所有者又は各法定相続人から、開発行為の同意書が提出されており、残りの一体利用地である、市道及び法定外公共物の加工部分については、各施工に必要な承認書、許可書が提出されております。林地開発区域外の一体利用地の内、2筆は、登記地目が、農地でございますが、申請者から提出された、市道証明で、認定市道内に位置していることが確認でき、宅地1筆、公衆用道路12筆については、開発行為の同意書が提出されております。残りの一体利用地である、市道及び法定外公共物の加工部分については、各施工に必要な承認書、許可書が提出されており、確保は確実と判断しました。

総会議案書15ページ、備考欄にも記載しておりますが、工事期間が、10箇年、残土搬入量、213,000m³の計画となっておりますが、申請者からは、事業計画工程表及び過去の残土処理場への搬入実績表が提出されており、この度の工事期間及び計画規模は妥当であると判断しております。

続きまして、造成計画でございます。本案件は、盛土が最大13.9mとなっておりますが、縦断勾配、横断勾配、法面勾配、排水施設、集水枳、沈砂池等の防災施設、門扉や仮囲い板、鳥獣被害防護柵の設置等の安全対策及び防災計画を含む造成計画に関する設計条件等は、全て「林地開発許可申請の手引き」により設計がなされております。林地開発担当課において、農地を含むこの度の計画については、審査がなされており、事務局においても事前審査に必要な資料は、全て提出を求め、審査しております。また、地元自治会、地元漁業権者、地元農地開発土地改良区、地元土地改良区からもこの度の開発行為に係る同意書が提出されており、地元関係者への事前説明、協議等も行われております。

次に、土砂流出対策について、ご説明いたします。

申請地、計画地に隣接している農地は2筆でございます。■■■■番■■の土砂流出対策としては、法面を整形し種子吹付を計画されております。2716番の

申請部分は、既存の法面部分で、土水路を設置する計画となっております。汚水の発生はありません。雨水については、新設の水路又はコルゲート排水管をとおり沈砂池に集められ、農業用排水路に放流されますが、排水施設流量計算がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、沈砂池から先に施工されますので、雨水は、施工中も一旦、沈砂池に集められ農業用排水路に放流されます。

最後に、残土搬入終了後の管理等についてご説明いたします。

残土搬入終了後、山林部分は、クヌギ等が植林され、農地部分は、造成緑地されます。工事完了から3年間は、工事期間中と同様に借受人である組合が管理し、その後は、関係機関及び自治会等からの要請があれば、組合が適正に対応する旨が記載された、管理計画書が提出されております。

本件は、第2種農地で、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられますが、大規模且つ施工期間が長期に渡ることから、沈砂池の完成時など、申請者には、各施設の完成時等、適宜報告を求め、農業委員及び事務局職員にて現地調査することが望ましいと考えております。

本案件は、林地開発許可後又は同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、2番及び4番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号2番の新久保です。1番と2番、4番の案件について、現地調査の結果を報告します。3件とも10月5日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

まず1番の案件ですが、申請地は既に砂利が引かれた状態で10年前から駐車場として使用されていたものであります

申請内容につきましては、事務局の説明どおり、譲受人が駐車場を計画したとこと県外在住で管理ができない譲渡人が要望に応じたものであります。隣接する農地はありません。汚水はなく、表面雨水は一部隣接に放流されますが譲受人の所有地であり既に承諾しております。始末書も提出されており問題ないと

思います。

次に2番の案件です。申請内容は譲受人が農家住宅を計画したところ農作業を行うには敷地が不足していたので、隣接する農地を取り込む計画でありました。譲渡人が要望に応じたものです。

汚水は、合併浄化槽から道路側溝に放流し、雨水は農業用排水路及び道路側溝に放流するものであります。

隣接する農地は、二面ありまして一面は農業用排水路で分断され、他の一面は既存ブロックにより土砂流失対策がされておりまして問題ないと思われま

す。次に4番の案件です。申請地は確認時果樹が数本植えられて、雑草が繁茂したところでありました。申請内容は譲受人が自己用住宅を計画したところ、高齢で耕作が困難な譲渡人が要望に応じたものであります。

隣接する農地とは土砂の流出防止を図るため、芝張りを行い、汚水は合併浄化槽から雨水とともに私道内の側溝に放流するもので、問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号1番 阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

1番の阪田でございます。3番の案件につきまして、去る10月4日、農業委員2名、事務局2名で現地確認を行いました。

私も勝山に住んで70年になりますが、初めて行った地域でございます。長府に抜ける県道沿いに御殿町という団地が、線路を挟んだ反対側は勝谷新町という団地がありまして、丁度その窪地になるようなところに現地がありまして私も初めてこういうところで農業をやっているのだなと知りました。

元々は田んぼとして使用されていたようですが、長年田んぼは作られていないとのことでした。借受人は貸付人のお子さんにあたりまして、 を契機にこちらに家を建てるということで、勝山の人口も増えもろ手を挙げて賛成でございます。

雨水も汚水も周辺農地に影響のない状況でございますので、問題はないところですので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。5番の案件につきましてご報告をいたします。すぐる10月6日に、農業委員2名、事務局職員3名で現地を調査いたしました。

現場に行ってみてわかったことですが、こんな所に田があったというのを今まで知った人がいただろうかというような山の奥で、片方は山陰線の線路がありまして、反対側は、寺畑というあまり人が住んでいない過疎化の進んだ山の奥です。

先ほど事務局から説明がありましたが、公共残土の処分場とその進入を整備するための農地転用であります。これまで利用していた残土処分場の受け入れが不可能となりまして、この度の計画、申請となったようです。

今回の事業計画の面積が、4.2haで、そのうち農地面積が2.2ha、膨大な広範囲に渡る申請であります。林地開発許可申請や道路工事施工承認などの関係する法令に対する手続きがきちんに行われ、周辺の自治会や河川の下流にある二見漁協の同意もあることから、問題ないと判断しました。

ご審議の程よろしく願います。

議長（山田会長）

ただいまの案件につきまして、中央に図面を広げておりますが、補足等ありますか。

事務局（岡部事務局次長）

先ほど、岩本委員からも報告がありましたが、今回かなり面積的に広いということもあり、A3の図面は用意させていただきましたが、それでも解りづらいところもありますので、申請時に提出されたA1の図面を準備していますので、ご確認いただければと思います。

議長（山田会長）

少し時間を取りますので、採決の前にご確認いただきたいと思います。

議長（山田会長）

よろしいでしょうか。

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

金田豊和委員

16番の金田です。一体利用地の関係ですが、本農地の転用許可と一体利用地の許可について、両方の許可が出ないと一体利用地の工事はできないのかどうか確認したいのですが。一体利用地の工事が始まっていたので、よろしくお願ひします。

事務局（岡本主任）

お話は市道部分の一体利用地についてと思いますが、これについては、管理者が許可したら農地法の許可前でも施工はできます。今回はこの市道の施工がなければこの開発ができないことから一体利用地として申請していただいております。

以上でございます。

議長（山田会長）

他にございませんか。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。提案ということで、意見を述べさせていただきたいのですが、このような事案は数多くありません、当委員会は専門委員会を設置しております。専門員会の活性化の意味合いからも、おそらく農地専門委員会になると思いますが、専門委員会の委員で検討いただき、総会で審議するような流れをつくらなければいけないと思いますが、いかがかという提案です。

議長（山田会長）

今のご提案に事務局お願ひします。

事務局（岡部事務局次長）

今のご提案いただきました件については、検討させていただきたいと思ひます。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第3号5番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書39ページをお開きください。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、40、41ページ、公図は、42ページで、変更前の土地利用計画図は、43ページ、変更後の土地利用計画図は、44ページをご覧ください。

変更内容は、目的及び、土地利用計画の変更並びに期間延長でございます。

当初計画していた目的は、建売住宅9棟となっておりますが、変更後は、特定建築条件付売買予定地9区画となります。

変更理由は、お客様から住宅用地として土地を購入し戸建て住宅を建築したいとの問い合わせが多くあったことから、目的及び、土地利用計画を変更するものと、材料調達が遅延し、造成工事に大幅な遅れが生じていることから、合わせて、工事期間の延長を行うものでございます。

今回の変更に伴い申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

また、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して承認することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。1番の案件につきまして、現地確認の結果を報告します。10月5日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

調査時は造成工事中でありまして、進捗状況は概ね40%程度でありました。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりで、今年の2月に転用許可を受けたものを今回3点変更するものです。まず1点目は、建売住宅9棟で許可を受けたものを顧客の要望により特定建築条件付き売買予定地9区画に変更するものです。2点目は、資材調達の遅延によりまして、期間を令和6年8月16日まで延長するものです。3点目は、2期工事の計画をしておりましたが、2期工事の中止に伴いまして側溝等を一部変更するもので、土地利用計画を変更するものであります。

特定建築条件付き売買予定地につきましては、必要な書類も提出されており、問題ないと思われまます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

総会議案書45ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、690㎡で、申請地の位置図は、46、47ページ、公図は48ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所角島支所から南西へ約1.9kmに位置する土地でございます。

45ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、2,274㎡で、申請地の位置図は、49、50ページ、公図は51、52ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から南西へ約1.1kmに位置する土地でございます。

令和4年10月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、どちらの案件も「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番及び2番の案件について補足説明をいたします。10月6日、農業委員2名、農地最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

1番、2番の案件ともに、申請地は、雑木等が繁茂し、山林化しておりましたので、農地に戻せる状況ではなく、非農地と判断いたしました。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 現況確認について」、1番及び2番の案件については「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書53ページをお開きください。

本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は54、55ページ、公図は、56、57ページ、平面図は、58ページ、敷地平面図は、59、60ページ、立面図は、61ページをご覧ください。申出地は、JR山陰本線阿川駅から南西へ約960mに位置する農地でございます。

計画変更の理由は、携帯電話無線基地局を設置するためでございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

53ページに戻りまして、2番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、62、63ページ、公図は64、65ページ、平面図は、66ページ、立面図は、67ページをご覧ください。申出地は、下関市役所内日支所から南西へ約2.3kmに位置する農地でございます。

計画変更の理由は、携帯基地局建設のためでございます。

本件も、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

53ページに戻りまして、3番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、68、69ページ、公図は70、71ページ、全体配置図は、72ページをご覧ください。申出地は、JR山陰本線小串駅から東へ約3.3kmに位置する、農地でございます。

計画変更の理由は、観光農園及びキャンプ場開設のためでございます。

市長部局と山口県の事前調整により、**■**番の287㎡及び**■**番**■**の一部3,191㎡が、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更となり、テントサイト6区画部分となる、**■**番**■**の一部330㎡は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

なお、本件は、全体配置図が提出されておりますが、一体利用地を含む事業実施区域の全体計画が不明となっておりますので、農地転用時には、提出された関係資料等で精査が必要だと考えております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1番の案件につきまして、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番の案件について補足説明をいたします。10月6日、農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認いたしました。

事務局の説明のとおりで、災害発生時の通信確保や地域住民の利便性向上のため、必要と思われれます。

農用地区域からの除外について問題はないものと判断いたしております。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

次に、2番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。10月5日に、農業委員2名、事務局職員1名で現地の確認をいたしました。

現地は、きれいに草刈り等され管理されている農地でした。携帯基地局建設ということですが、この農地は県道に面しており最適な場所と選定されたものと思われれます。公益性の高い事業ですので、重要変更ですがやむを得ないと思われれます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

次に、3番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。3番の案件について補足説明をいたします。10月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

この案件は下関農業振興地域整備計画の変更により、観光農園及びキャンプ場を開設する計画です。

申請地は、川棚クスの森から菊川よりに500m程度離れた棚田の一番奥に当たります。軽微な変更として農業用施設として農園スペース、ビニールハウス等3,478㎡、重要変更としてテントサイト330㎡の計画となっています。全体計画にありますが、最近はやりのライダーハウス、トレーラーハウスとか自然体験スペースとかキャンプサイトとかを計画されているようです。なお、この計画は中小企業庁事業再構築補助金の採択を受け、令和5年中に事業を開始する必要があるようです。

申出者は豊浦町内で種苗生産や肥料製造等農業用資材を取り扱う法人です。土地所有者は代表の名義となっています。周辺関係農家は1戸だけで、特に問題はなさそうですし、問題発生の場合は市長宛に、関係者と協議の上善処するむねの誓約書が出されております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、「議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書73ページをお開きください。

1番、この案件は、令和4年11月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、74ページから79ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和4年11月1日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

次に日程第8「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書 80 ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1 番、内容につきましては、81 ページの「1. 農用地利用配分計画（案）（豊浦区域分）」と、82 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊浦区域分）」をご覧ください。別紙「議案第 8 号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に、日程第 9「議案第 9 号 令和 3 年度利用状況調査に係る農地法第 35 条第 1 項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

農地法第 30 条に基づいて行う「農地利用状況調査」は、毎年 1 回、農業委員

会が管内すべての農地の利用状況について調査を行うものになります。

調査の結果、遊休農地と判定された農地の所有者等に対しては「利用意向調査」を実施し、農地の利用意向を確認することとなっています。

利用意向調査の結果、農地の所有者から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったとき、農業振興地域内の農地については、農地法35条第1項の規定により、農地中間管理機構に対し、その旨を通知することとされています。

別紙議案第9号関係資料「令和3年度利用状況調査分利用意向調査結果」をご覧ください。令和3年度に実施した利用意向調査の現時点での結果をまとめたものでございます。裏面は、前回の総会時より現時点までの回答の状況です。令和3年度利用意向調査を実施した合計、643筆、725,271㎡のうち、農地中間管理事業の利用希望があった回答区分①の農地、220筆、257,108㎡を、農地中間管理機構に通知していますが、今回、新たに農地中間管理事業の利用希望があった農地、2筆、3,483㎡を加えて、回答区分①を、222筆、260,591㎡で集計してございます。

総会議案書83、84ページをお開きください。

したがいまして、今回、農地の所有者から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があった、2筆、3,483㎡を農地中間管理機構へ、その旨通知するものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第9号 令和3年度利用状況調査に係る農地法第35条第1項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、農地中間管理機構へ通知することといたします。

議長（山田会長）

審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第10「報告第1号」から、日程第22「報告第13号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

ご報告いたします。

総会議案書85から91ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、26件ございました。

92ページ、報告第2号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

97ページ、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

98から100ページ、報告第4号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

114から116ページ、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、9件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

117ページ、報告第6号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

118ページ、報告第7号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

119ページ、報告第8号「現況確認について」は、3件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

130ページ、報告第9号「農地造成完了届について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

131から133ページ、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が9件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

134から135ページ、報告第11号「農地の転用事実に関する証明について」は6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農

業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

136ページ、報告第12号「令和4年度第6回総会4号議案（現況確認について）にて承認された案件の訂正について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。申し訳ございませんでした。

137から138ページ、報告第13号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」は4件でございます。転用目的が、資材置場及び貸資材置場で許可された4件について、農業委員による現地確認を行っております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第13号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度7回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻10時46分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....